第七章　認定割賦販売協会

（認定割賦販売協会の認定の申請）

第百三十四条　［略］

2　令第三十一条第二項の経済産業省令で定める書類は、次のとおりとする。

一～三　［略］

（利用者等の利益を保護するために必要な包括信用購入あつせん関係販売業者等又は個別信用購入あつせん関係販売業者等に係る情報及びクレジットカード番号等の適切な管理等のために必要な情報）

第百三十五条　［略］

2　法第三十五条の二十第二項の経済産業省令で定めるものは、次に掲げる情報とする。

一　第百三十三条の八第二号から第六号までの規定による調査を行つた場合における当該調査の事実及び事由

二・三　［略］

第八章　雑則

（報告の徴収）

第百三十六条　次の表の第一欄に掲げる者は、同表の第二欄に掲げる書類を同表の第三欄に掲げる期限により、同表第四欄に掲げる者に提出しなければならない。

提出義務者	提出書類	提出期限	提出先
一　［略］			
二　登録包括信用購入あつせん業者、登録少額包括信用購入あつせん業者又は登録個別信用購入あつせん業者	事業年度の終了の日の現在において様式第二により作成した財産に関する調書並びにその事業年度の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに代わる書面並びに事業報告書	毎事業年度終了後遅滞なく	登録包括信用購入あつせん業者又は登録個別信用購入あつせん業者にあつては、主たる営業所の所在地を管轄する経済産業局長 登録少額包括信用購入あつせん業者にあつては、経済産業大臣
三～六　［略］			

第百四十一条　令第三十五条第四項の都道府県知事の報告は、当該都道府県の区域を管轄する経済産業局長を経由してしなければならない。

別表第一

一　次の算式により算定すること。

［略］

第七章　認定割賦販売協会

（認定割賦販売協会の認定の申請）

第百三十四条　［略］

2　令第二十九条第二項の経済産業省令で定める書類は、次のとおりとする。

一～三　［略］

（利用者等の利益を保護するために必要な包括信用購入あつせん関係販売業者等又は個別信用購入あつせん関係販売業者等に係る情報及びクレジットカード番号等の適切な管理等のために必要な情報）

第百三十五条　［略］

2　法第三十五条の二十第二項の経済産業省令で定めるものは、次に掲げる情報とする。

一　第百三十三条の八の規定による調査を行つた場合における当該調査の事実及び事由

二・三　［略］

第八章　雑則

（報告の徴収）

第百三十六条　次の表の第一欄に掲げる者は、同表の第二欄に掲げる書類を同表の第三欄に掲げる期限により、同表第四欄に掲げる者に提出しなければならない。

提出義務者	提出書類	提出期限	提出先
一　［略］			
二　登録包括信用購入あつせん業者又は登録個別信用購入あつせん業者	事業年度の終了の日の現在において様式第二により作成した財産に関する調書並びにその事業年度の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに代わる書面並びに事業報告書	毎事業年度終了後遅滞なく	主たる営業所の所在地を管轄する経済産業局長
三～六　［略］			

第百四十一条　令第三十三条第四項の都道府県知事の報告は、当該都道府県の区域を管轄する経済産業局長を経由してしなければならない。

別表第一

一　次の算式により算定すること。

［略］